

【資料 1】

奥州市観光デジタルマップ等導入業務仕様書

1 業務名称

奥州市観光デジタルマップ等導入業務

2 業務の背景

奥州市では、奥州市総合計画後期基本計画において、令和4年度から令和8年度までの5年間に取り組む施策を定め、積極的な情報発信や観光産業の振興により、奥州ファンの獲得と交流人口の拡大に努めることとしている。

現在の奥州市の観光情報発信は、紙媒体のパンフレットが中心であり、更新頻度や情報発信内容の制限が課題となっている。また、観光関係団体との連携により、海外向けプロモーションを強化しているが、増加する訪日外国人に対して、市内の観光案内所では多言語で対応する能力が追いついておらず、外国人旅行者に対しても、日本人旅行者と同等の観光情報案内が提供可能な体制を整備し、観光地としての受入体制を強化する必要がある。

3 業務の目的

観光情報案内を一元的に管理・提供するデジタルプラットフォームを整備することで、国内外の観光客への情報発信機能を強化し、誰もが観光しやすいまちづくりを目指す。

- (1) 観光デジタルマップを導入し、旅マエ・旅ナカの観光客へ Web 環境での最新かつ詳細な情報発信を可能にするとともに、多様化する観光客のニーズを把握する。
- (2) 市内の観光案内所に観光デジタルサイネージを設置し、多言語対応による観光案内を強化するとともに、旅ナカにおける観光客の市内周遊性の向上を図る。

4 委託業務の契約期間

- (1) 構築期間 契約締結日から令和7年1月31日まで
- (2) 利用期間 令和7年2月1日から令和12年1月31日まで（60箇月）

5 委託業務の内容

委託業務は、「奥州市観光デジタルマップ等導入業務」に関する一式とし、概ね以下の業務内容とする。

なお、この委託業務は、奥州市観光デジタルマップ等導入業務に必要と想定される事項を列記しており、プロポーザル実施において決定した受託候補者の企画提案により調整する場合がある。

- (1) 観光スポット情報の整備

ア 概要

発注者が提示したスポットについて、(2)の観光デジタルマップにおける掲載情報データの形式に整備する。

イ 基本仕様

- (ア) 対象エリア 市内全域
- (イ) スポット数 約 100 スポットを想定
- (ウ) スポット情報 観光施設や飲食店等の名称、画像、概要、住所、連絡先、営業時間、URL
- (エ) 様 式 (2)の観光デジタルマップの様式

ウ その他

(ア) 支給材料等

発注者が受注者に支給するものは、下記のとおりとする。

- a 掲載スポット一覧及び基本情報
- b 画像(発注者が所有するもので、観光デジタルマップでの使用に耐えうるもの)
- c 公の施設への入館料(取材等のため入館する場合の入館料は、減免対応とする。)

(イ) スポット情報

- a 掲載する画像は、受注者が新たに撮影するもののほか、発注者及び受注者が所有する画像又は他社から提供を受けた画像の使用を可とする。ただし、他社から提供を受ける際に発生する費用は、受注者が負担すること。
- b スポット情報を受注者が取材する場合において、その取材交渉は、受注者自らが実施すること。
- c 前項の場合において、取材に必要な交通費や施設等への入館料は、受注者自らが準備すること(ただし、公の施設への入館料は除く。)

(2) 観光デジタルマップの作成

ア 概要

観光施設や飲食店等の観光スポット情報を、スマートフォン等の個人端末で閲覧できるよう観光デジタルマップを作成する。

イ 基本仕様

以下の仕様と同等又はそれ以上の機能を有することを原則とし、よりよい仕様がある場合は、提案のうえ発注者と協議できるものとする。

- (ア) 掲 載 情 報 (1)で整備したスポット情報
- (イ) 言 語 対 応 日本語・英語・中国語(繁体字・簡体字)・タイ語
- (ウ) 形 式 Web 形式(推奨)
- (エ) 機 能
 - a GPS機能を活用し、利用者の現在地情報がマップ上に表示できること。
 - b 利用者の現在地からスポットへのルート案内ができること(API連携可)。
 - c 多言語対応による画面表示切替ができること(自動翻訳可)。
 - d 利用者の満足度を計測できること。
 - e 利用データの集積・分析ができること。
 - f 奥州市公式マスコットキャラクター「おうしゅうたろう」をデジタルマップ内に表示できること。

g その他、受注者が提案する機能

(オ) 利用環境

利用環境は、パソコン及びスマートフォン・タブレット等、想定される端末からのアクセスに対応したレスポンスデザインであることが望ましい。なお、利用環境は下記を想定する。

利用端末	パソコン	スマートフォン・タブレット
OS	Microsoft Windows10 以降 MacOS X	iOS Android OS
ブラウザ	Microsoft Edge Google Chrome Mozilla Firefox Safari	Microsoft Edge Google Chrome Safari (iOS版)

(カ) セキュリティ対策

- a 24 時間 365 日閲覧可能な状態にすること。サーバーの稼働状況等に対して、死活監視できること。
- b システム全体としてウイルス対策を講じること。パターンファイルは、常に最新の状態を維持できるようにすること。
- c 情報の盗聴、不正コピー、破壊等への対策及び DoS、DDoS、クロスサイトスクリプティング、スパムメールの不正中継アクセス等、他のネットワークへの攻撃の踏み台とされないための対策を講じること。
- d 利用者画面については、SSL/TLS による暗号化通信を行うこと。
- e セキュリティ確保の観点から、各種ログを記録し、適切に管理できること。

ウ その他

(ア) 支給材料等

発注者が受注者に使用許諾するものは、下記のとおりとする。

- a 奥州市公式マスコットキャラクター「おうしゅうたろう」画像（データ形式、解像度は観光デジタルマップでの使用に耐えうるもの）

(イ) 観光デジタルマップは、クラウドで構築すること。観光デジタルマップの運用に必要なクラウドサーバー環境を、受注者が用意すること。

(3) デジタル観光コンシェルジュの設置

ア 概要

市内の観光案内所の観光案内機能を強化するために、デジタルサイネージを管理、運用するためのシステムを構築し、必要となる機器類、ソフトウェア、ライセンス等を調達するとともに、これら機器類の搬入、設定、設置及び動作確認等を行う。

イ 基本仕様

以下の仕様を満たすことを原則とし、発注者が想定する用途及び設置場所等を考慮して、より良い仕様がある場合は、提案のうえ発注者と協議できるものとする。なお、納入する機器は全て新造品とする。

(ア) タッチパネル式ディスプレイ（自立式）

- a 台数 1 台
- b 画面サイズ 32 インチ以上
- c 解像度 1,920×1,080（フル HD）以上
- d 輝度 700cd/m2 以上
- e 電源 AC100V
- f その他
 - ・タッチパネルは、静電容量方式・最大 10 点マルチタップを有すること。
 - ・HDMI 入力端子×1 以上を有すること。
 - ・スピーカーを内蔵すること。
 - ・設置箇所の景観に考慮したデザイン、色合いとすること。
 - ・ディスプレイスタンドを附属すること。

(イ) 機能

- a (2)の観光デジタルマップを表示・操作できること。
- b ディスプレイに表示した情報を、QRコード等を介してスマートフォン等の個人端末と連携できること。
- c その他、受注者が提案する機能

(ウ) その他

STB（セットトップボックス）、デジタルサイネージを正常に稼働させるために当然必要となる周辺機器等を含めること。

ウ 設置箇所

デジタルサイネージの設置箇所等は、以下のとおりとする。

(ア) 設置場所 南岩手交流プラザ（奥州市水沢羽田町駅前一丁目地内）

(イ) 設置方法

- a 転倒防止やスタンドからの落下防止の措置を講じること。
- b 事故防止の観点から、各部の角鋭利にしない等の安全性への配慮を行うこと。

(ウ) その他

詳細な設置箇所については、当市と協議のうえで決定する。

エ 構成

イの基本仕様を実現するために必要な機器等の構成に加え、以下の項目について提案すること。

- (ア) システムが稼働する環境はクラウドとし、インターネットを経由した管理を可能とすること。
- (イ) 利用現場での運用を十分考慮し、必要な環境設定を適切に行うこと。
- (ウ) システム設計及びインストール作業については、受注者が行うこと。
- (エ) システム設計に係る費用は、全て受注者の負担とする。
- (オ) 本仕様書に明記のないハードウェア又はソフトウェアであっても、本システムを円滑に運用するために必要である場合は、それらも含めたシステムとすること。

- (カ) 設置する機器のメーカー等保証期間内に、発注者の責めによらない機器の故障等が発生した場合、管理運営・保守契約の継続に関わらず、無償で修復すること。

オ その他

- (ア) 搬入・設置費用は、全て受注者の負担とする。
- (イ) 設置箇所におけるインターネット接続を行うための環境は、当市において用意する。

(4) 保守・運用支援

ア 概要

観光デジタルマップ及びデジタル観光コンシェルジュについて、運営を正常かつ円滑に行うことができるよう保守及び運用支援を実施する。

イ 基本仕様

(ア) 保守

- a 機器及びシステムの不具合、故障時に速やかに対応できる体制を整えること。
- b 設備の状態を良好に保つため、定期的な点検を行うこと。
- c サービス提供時間は、24 時間 365 日とする。(メンテナンスを除く。)
- d ソフトウェアは必要に応じバージョンアップやメンテナンスを実施し、適用作業に当たっては発注者にあらかじめ説明を行うこと。
- e 導入後、人為的なもの又は本来予定しない使用によるもの以外に発生した故障、不具合等については、メーカー保証等において無償で対応すること。

(イ) 運用支援

- a 機器及びシステムの運用に関するマニュアルを作成し、職員を対象として操作研修を実施すること。
- b 当市からの問い合わせ、技術コンサル等のサポートを行うヘルプデスクを運営すること。

(ウ) 引継ぎ

利用期間の終了に際し、他事業者に移行する場合に業務を継続して運用できるよう必要となるデータを抽出し、無償で提供すること。

(エ) その他

運用期間中に機能追加等が必要になった場合、対応可能な仕様とすること。

6 成果物

成果物として納入するものは、以下のとおりとする。

成果物の納入は、当市による検収が行われ、承認された時点で完了する。なお、検収基準を満たさない場合は、承認しない。当市の検収を受け、正当な契約不適合の指摘がある場合は補正すること。

- (1) 観光デジタルマップ 一式
- (2) デジタル観光コンシェルジュ 一式
- (3) 業務報告書

- (4) 運用マニュアル
- (5) 動作検証チェックシート
- (6) その他、受注者が企画提案において示した成果品

7 納期

成果物については、令和7年3月31日までに納品すること。なお、成果物(1)及び(2)については、令和7年2月1日より稼働できる状態とすること。

8 注意事項

- (1) 本業務の実施により制作された成果物及び資料に関しては、原則として全て著作権が移転するものとする。なお、この際、著作者は、著作者人格権を行使しないものとする。
提案資料等、やむを得ず移転できないものについては、原則として共有とする。この場合、いずれの当事者も相手方への通知や支払の義務を負うことなく、秘密保持義務を侵害しない範囲内で、係る共有著作権を行使することができるものとする。
また、標準のマニュアル等、やむを得ず共有できないものについては、受注者は、当市が必要とする範囲での利用許諾を与えること。
- (2) 受注者は、業務を円滑に遂行するため、随時、市担当部署との打ち合わせを行い、確実に対応ができるようにすること。
- (3) 受注者は、業務上知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らすことはできない。
また、業務終了後も同様である。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項であっても、業務の実施上必要と認められる事項については、市担当部署と協議の上、必要と認められる事項は実施すること。
- (5) 業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による不良箇所が発見された場合は、速やかに市担当部署が必要と認める訂正や補足、その他必要な措置を行うものとし、これに係る経費は受注者の負担とする。
- (6) 業務に必要な資料で奥州市が所有している提供可能な資料については、貸与する。この場合は、業務が完了した後、速やかに返却すること。

9 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。

10 担当部課

〒023-8501 岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地
奥州市商工観光部商業観光課
電話：0197-34-1760
電子メール：shougyoul@city.oshu.iwate.jp